

山口県登録省エネ診断員登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口県内で省エネ診断を受診しやすい環境を整備し、県内事業所でのエネルギー使用効率の向上を図り、脱炭素経営に向けた取組を促進するため、省エネ診断が可能な人材「山口県登録省エネ診断員」（以下「診断員」という。）の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

(1) 省エネ診断

診断先の県内事業所におけるエネルギー使用効率の向上を図るため、既存設備の運用改善及び省エネ設備や再生可能エネルギー設備の導入・更新等の提案、それによる経済効果に関するアドバイス等を行うことをいう。

(2) 県内事業所

県内に所在する工場又は事務所、その他の事業場をいう。

(登録等)

第3条 知事は、県内事業所に所属しており、他社又は自社の省エネ診断・支援を行うことで本県のエネルギー使用効率の向上を推進する意欲がある者であって、次の事項のいずれかに該当する者を診断員として登録することができる。

(1) 県が指定する省エネ診断員育成講座の修了試験に合格した者であり、所属する事業所が一般社団法人エネルギーマネジメント協会の会員企業であること。

(2) 国・自治体等での省エネ診断・省エネ支援の実績を3年以内に10件以上有することを職務経歴書等で示せる者

2 前項の規定による登録を受けようとする者は、別記様式第1号により登録の申請をするものとする。

3 知事は、第1項の規定による登録をしたときは、当該登録の申請者に登録証を交付するとともに、その旨をホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(登録期間等)

第4条 前条第1項の規定による登録の有効期間は、知事が登録した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 前条第1項の規定による登録を受けた診断員は、前項の期間が満了した場合において更新を希望するときは、期間が満了する1か月前（2月末日）までに、別記様式第2号により再申請することができる。

(登録内容の変更)

第5条 診断員は、登録内容に変更が生じたときは、別記様式第3号の届出書を知事に提出するものとする。

(登録の取消)

第6条 知事は、診断員が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項に定める要件に適合しなくなったとき
- (2) 申請書の記載に虚偽があることが判明したとき
- (3) 暴力団の構成員であることが判明したとき
- (4) 県ホームページ等での公表を了承しないとき
- (5) その他本制度の運営に重大な支障が生じると認められるとき

2 第1項の規定により登録を取消された診断員は、遅滞なく、登録証を知事に返納しなければならない。

3 前項の規定による登録の取消により損失が生じた場合においては、診断員がその責めを負うものとする。

(取組の報告)

第7条 診断員は、毎年3月31日までに当該年度の診断実施状況を別記様式第4号に記載し、知事に提出するものとする。

2 診断員の所属する事業所が代理で提出する場合は、別記様式第5号によるものとする。

(所掌)

第8条 この要綱に関する事務は、山口県環境生活部環境政策課において所掌する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月22日から施行する。

別記様式第 1 号（第 3 条第 2 項関係）

山口県登録省エネ診断員登録申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号

住 所

法人の名称

代 表 者

山口県登録省エネ診断員登録要綱第 3 条第 2 項の規定により、登録の申請をします。

記

1 登録者

(フリガナ)	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

2 担当者

(フリガナ)	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

※担当者が登録者と異なる場合は記載してください。

3 添付書類

次の各号のいずれかに該当する書類を添付してください。

- (1) 県が指定する省エネ診断員育成講座の修了証（有効期限内であること）の写し、一般社団法人エネルギーマネジメント協会の会員企業であることが分かる書類（申込書の写し等）
- (2) 国・自治体等での省エネ診断・省エネ支援の実績を 3 年以内に 10 件以上有することを示す職務経歴書等

※法人名、住所、登録者の氏名及び電話番号は県ホームページに掲載します。

別記様式第2号（第4条第2項関係）

山口県登録省エネ診断員更新申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 郵便番号

住 所

法人の名称

代 表 者

山口県登録省エネ診断員登録要綱第4条第2項の規定により、更新の申請をします。

記

1 登録者

(フリガナ)	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

2 担当者

(フリガナ)	
氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

※担当者が登録者と異なる場合は記載してください。

3 添付書類

次の各号のいずれかに該当する書類を添付してください。

- (1) 県が指定する省エネ診断員育成講座の修了証（有効期限内であること）の写し、一般社団法人エネルギーマネジメント協会の会員企業であることが分かる書類（申込書の写し等）
- (2) 国・自治体等での省エネ診断・省エネ支援の実績を3年以内に10件以上有することを示す職務経歴書等

※法人名、住所、登録者の氏名及び電話番号は県ホームページに掲載します。

山口県登録省エネ診断員登録内容変更届出書

令和 年 月 日

山口県知事 様

診断員 郵便番号
 住 所
 法人の名称
 氏 名

山口県登録省エネ診断員登録要綱第5条の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

山口県登録省エネ診断員実施状況報告書

令和 年 月 日

山口県知事 様

診断員 郵便番号
住 所
法人の名称
氏 名

山口県登録省エネ診断員登録要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり 年度の活動状況を報告します。

記

1 省エネ診断の実施

実施日	対象	内容・結果等
(例) R7.10.1	福祉事業所 A 社	照明・空調・ボイラーの省エネ診断を実施し、〇〇による〇%改善案を作成。その後〇〇の更新を実施された。

2 その他の活動

実施日	対象	内容・結果等
(例) R7.11.1	自社従業員	オフィスの省エネのための勉強会を開催。〇名が参加し、電気使用量を前年同月比〇%削減。

山口県登録省エネ診断員実施状況報告書

令和 年 月 日

山口県知事 様

届出者 郵便番号

住 所

法人の名称

代 表 者

山口県登録省エネ診断員登録要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり 年度の活動状況を報告します。

記

1 省エネ診断の実施

実施日	対象	内容・結果等	診断員名
(例)R7.10.1	福祉事業所 A 社	照明・空調・ボイラーの省エネ診断を実施し、〇〇による〇%改善案を作成。その後〇〇の更新を実施された。	

2 その他の活動

実施日	対象	内容・結果等	診断員名
(例)R7.11.1	自社従業員	オフィスの省エネのための勉強会を開催。〇名が参加し、電気使用量を前年同月比〇%削減。	

【担当者・連絡先】

氏 名	
電話番号	
メールアドレス	